

令和4年度 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業 事業所からの質問

No.	質問	回答
1	施設入所者の陽性者に使用するケアシート（使い捨てベットシート）は、衛生用品として補助金に該当しますか。	本補助金の対象である「衛生用品」は、「その物の本来の目的が、感染を防ぎ、または消毒のために使用するもの」です。ケアシート（使い捨てベットシート）の本来の目的が、感染防止または消毒のためではないため、対象外です。
2	「割増賃金・手当」について 勤務者が正規の勤務時間内で業務が終了せず、利用者の対応等で時間外に勤務した時間分を申請できるといってらえ方で正しいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	「割増賃金・手当」について 該当事業所の職員だけでは勤務が回らず、法人内の別事業所の職員が自分の勤務時間外の時間で該当事業所の勤務に当たった場合、その時間手当分は該当しますか。	お見込みの通りです。 この場合、職員を派遣した事業所を申請者とし、新型コロナウイルス発生事業所に職員派遣をする「連携支援」として申請書を作成して下さい。
4	職員が新型コロナ陽性者となった場合に、通常はかからない、かかり増し経費は令和4年4月購入分から申請できますか。それとも発生日以降に発注した分からの申請になりますか。	当該事業所・施設等における新型コロナウイルス感染者の発生等との関係が確認できる場合が補助対象となるため、発生日以降に購入し、収束までに納入されたものとなります。
5	○申請要件について 申請1で申請が可能な場合、「申請時に」介護保険請求実績がなければ申請できませんか？ 過去にあればいい場合、何ヶ月前まで実績がなければよろしいでしょうか。	当該事業所・施設等における新型コロナウイルス感染者の発生等との関係が確認できる時期にサービスの提供があれば、補助対象として差し支えありません。
6	○補助対象品の購入期限について ①陽性者が発生後、いつまでに購入等の購入「期限」はございますが、明確な期限が無い場合は、発生または購入から一ヶ月後等、目安があれば教えて下さい。 ②令和4年4月1日から令和5年3月末までに購入（支払）したものが対象という認識でよろしいでしょうか。	①新型コロナウイルス感染者の発生等との関係が確認できる時期に購入されたものが対象となります。 ②納入されたものが対象です。R3年度経費については、マニュアルをご確認ください。
7	○申請期限について 発生または購入から一ヶ月後等、目安があれば教えて頂けますでしょうか。	期限はございません。感染状況が収束後、遅滞なくご提出ください。
8	○補助対象品の購入について マスク・消毒液で一括購入し、各事業所に配布する形でよろしいでしょうか。	同時期に複数事業所で感染者が発生した場合など、当該事業所・施設等における新型コロナウイルス感染者の発生等との関係が確認できるのであれば按分が可能です。 一括購入した契約書（発注書）及び領収書を保管し、各事業所で使用した個数と金額がわかるようにしてください。
9	マニュアル4ページによれば、施設内の感染収束日（8月28日）をもって補助対象事業の完了とし、その後、交付申請（9月10日）をしているが、交付申請日以降（例えば、9月15日、10月20日）に再度、再々度、陽性者が発生した場合には、1事業所あたりの補助上限額に達していなければ何度でも申請は可能か。	お見込みの通りです。 2回目、3度目の申請は、前回の申請が交付決定された後に、申請して下さい。
10	マニュアル4ページによれば、8月28日までに要した経費を9月10日に交付申請しているが、法人内の複数の事業所で時期を違えて発生した複数の補助対象事業を令和5年3月31日までに、まとめて申請することは可能か。あるいは、令和4年12月31日までと令和5年3月31日までの2回に分けて申請することは可能か。	まとめて申請いただくことも可能です。 しかし、予算の範囲内で執行することとされている為、額の確定後遅滞なく申請してください。 また、年末・年度末は申請が集中し、支払までにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。

11	<p>「申請マニュアル愛知版のP.34 3上限の申請額」 施設内療養者一人当たり15万円、入院した場合は一人当たり1日1万円支給とありますが、様式3の施設内療養期間の入力のしかたはどのような期間を入力したらいいですか。</p>	<p>「愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（介護サービス提供体制確保事業）申請マニュアル愛知県版」（令和4年8月1日版）のP.21からP.24に記載がございますので、ご確認ください。</p> <p>起算日は、 ①保健所が指定する発症日 ②保健所が発症日を指定しなかった場合は施設の判断する発症日 ③発症日が不明及び無症状者については、陽性と判断した検査の検体採取日のいずれかです。</p> <p>終了日は、施設内での療養を終えた日（回復した日、退院した日など）を入力して下さい。</p> <p>（ただし、様式4「チェックリスト」の項目を実施した期間に限ります。）</p>
12	<p>「申請マニュアル愛知版 2助成の内容及び要件の⑥⑦」 共に満たしていると思いますので追加補助を請求したいのですが、どのように請求を行えばいいのか教えてください。</p>	<p>様式3及び様式4を入力いただくと、追加補助についても計算されますので、追加補助について特別に用意いただくものはございません。</p>
13	<p>申請分について、交付が確認できません。</p>	<p>令和4年度の申請分は「令和4年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金の振込のお知らせ」を送付します。（入金日の記載有） 申請いただいた金融機関口座へお振込みいたしますので、上記記載の「入金日」以降にご確認ください。</p>
14	<p>○施設内療養について 1.感染者と確認した日よりゾーニング等の対応を開始するが、対策を開始した日を1日目としてよいか。 2.陽性を確認した日の翌日に入院できた場合は2日分申請してよいか。 3.申請は、何度も可能か。（例えば当施設では現在1つのユニットで施設内療養の対応中であるが、この対応を解除し、補助金申請した後に、別ユニットで感染が発生した場合等）</p>	<p>1.お見込みのとおりです。詳細は、12をご確認下さい。 2.2日分となります。 3.補助上限金額に請求額が達していなければ、複数回申請することは可能です。2度目・3度目の申請は、前回申請が交付決定された後に、申請して下さい。</p>
15	<p>訪問看護を営業し、利用者の家族がコロナ陽性となって訪問している状況です。 感染対策をして訪問に行っていますが、物品の不足分の購入と危険手当支給としてこの補助金を使用したいと考えております。 家庭内に少しずつ感染拡大している状況でいつ終わりがくるかわからない状況ですが、申請時期については完全に収束したと、こちらで判断してからでよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
16	<p>感染者または濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入についての質問です。 その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品です。 体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。 とありますが、感染者等の提供する食事時の使い捨て食器やエプロンは対象でしょうか？ 回答をよろしくお願ひします。</p>	<p>使い捨て食器、使い捨てエプロンは、補助の対象として差し支えありません。</p>
17	<p>当施設では、3回ほど対象となる事例がございます。 この場合3回に分けて申請するのでしょうか。まとめて申請が可能でしょうか。 まとめる場合いつのあたりか費用かを明確にする必要がありますでしょうか。</p>	<p>・まとめて申請いただいて、差し支えございません。 ・まとめて申請いただく場合は、申請書には、記載例を参考に内容、積算を記載いただき、どの事例のために支出したか明確にする必要があります。 原則として、書類の提出を求めるものではありませんが、求めに対して提出できるように記録して下さい</p>

--	--	--